

# 次世代住宅ポイント対象住宅(新築)であることの確認シート

以下の①～③のいずれかに該当することを確認してください。

①の場合には、対象期間についても併せてチェックしてください。

一般財団法人さいたま住宅検査センター

2019年4月1日版

| チェック欄                     |                                | 対象期間(消費税率10%)           | 対象期間(消費税率8%)           |
|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------|
| ① 注文住宅の新築                 | 工事請負契約 ※1<br>(所有者となる方が発注するもの)  | 2019年4月1日以降             | 2018年12月21日～2019年3月31日 |
|                           | 建築着工 ※2                        | 工事請負契約～2020年3月31日       | 2019年10月1日～2020年3月31日  |
|                           | 引渡し ※6                         | 2019年10月1日以降            | 2019年10月1日以降           |
| ② 新築分譲住宅の購入               | 工事請負契約 ※3<br>(販売会社等が発注するもの)    | 2018年12月21日以降           | 対象外                    |
|                           | 建築着工 ※2                        | 工事請負契約～2020年3月31日       |                        |
|                           | 不動産売買契約 ※4<br>(所有者となる方が購入するもの) | 2018年12月21日以降           |                        |
|                           | 引渡し ※6                         | 2019年10月1日以降            |                        |
| ③ 新築分譲住宅の購入<br>(完成済購入タイプ) | 工事完了 ※5<br>(建築基準法に基づく検査済証の発行)  | 2018年12月21日以前           | 対象外                    |
|                           | 不動産売買契約<br>(所有者となる方が購入するもの)    | 2018年12月21日～2019年12月20日 |                        |
|                           | 引渡し ※6                         | 2019年10月1日以降            |                        |

※1 所有者となる発注者(入居者)と施工者との工事請負契約。ただし、2018年12月21日(閣議決定日)～2019年3月31日までに締結された工事請負契約であっても、2019年10月1日以降に建築工事に着手するものは対象。建築着工前に行う変更契約を含む。

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※3 分譲住宅の発注者(不動産会社、販売会社など)と施工者との工事請負契約(既存の契約の変更契約を含む(着工前のものに限る。))

※4 完成(完了検査済証の日付)から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いものに限る。

※5 完成(完了検査済証の日付)から売買契約締結日までの期間が1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いものに限る。

※6 一般的には鍵の引渡し日

上記のとおり対象住宅に該当していることを確認しました。

日付 年 月 日

お名前 \_\_\_\_\_